

船舶事故調査報告書

平成28年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（棧橋）
発生日時	平成28年7月28日 10時45分ごろ
発生場所	阪神港神戸区東部第2工区昭和産業ふ頭 神戸灘浜東導灯（前灯）から真方位089° 1,450m付近 （概位 北緯34° 42.0′ 東経135° 15.6′）
事故の概要	引船第五三すみかい丸は、台船明和66をえい航して東進中、棧橋に衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第五三すみかい丸、16トン 260-26592兵庫、個人所有 B 台船 明和66、500トン なし、広瀬産業海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部のフェンダーチェーンに擦過傷 B なし 棧橋 仮設の工事用足場に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	船長Aは、05時ごろから、A船の操船を続けて行っていた。 A船は、B船をえい航して東進中、船長Aが、操舵輪の後方で立って操船していたところ、居眠りに陥り、兵庫県神戸市御影浜町岸壁沖のドルフィン棧橋東側に仮設された工事用足場に衝突した。
分析	A船は、船長Aが、操舵輪の後方で立って操船していたところ、居眠りに陥ったことから、御影浜町岸壁沖のドルフィン棧橋東側に仮設された工事用足場に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、船長Aが、操舵輪の後方で立って操船していたところ、居眠りに陥ったため、御影浜町岸壁沖のドルフィン棧橋東側に衝突したものと考えられる。